

2023年8月

日本株運用部

スチュワードシップ活動の概況と自己評価

ピクテ・ジャパン株式会社（以下、当社）は、スチュワードシップ責任を果たし、投資先企業の企業価値向上に主体的に取り組むことで、顧客および受益者のみなさまの投資リターンを高めることを目指しております。ここでは2022年7月から2023年6月までの期間におけるスチュワードシップ活動について、当社の取組みのご紹介と自己評価をおこないましたので、ここにご報告させていただきます。

（項目）

1. 議決権行使について
2. エンゲージメントの取組みについて
3. 「日本版スチュワードシップ・コード」各原則の実施状況に関する自己評価
4. 投資政策委員会によるエンゲージメント活動への評価・提言と対応について

1. 議決権行使について

2022年7月～2023年6月末までに開催された投資先国内企業の株主総会において、下記のとおり議決権を行使しております。

1-1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

会社提案議案		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	反対比率
会社機関に関する議案	取締役の選解任	1078	39	0	0	1117	3.5%
	監査役の選解任	125	9	0	0	134	6.7%
	会計監査人の選解任	2	0	0	0	2	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬(※1)	42	0	0	0	42	0.0%
	退任役員の退職慰労金の支給	0	1	0	0	1	100.0%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	84	0	0	0	84	0.0%
	組織再編関連(※2)	1	0	0	0	1	0.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	0	0	0	0	0.0%
	その他資本政策に関する議案(※3)	1	0	0	0	1	0.0%
定款に関する議案		22	3	0	0	25	12.0%
その他の議案		1	0	0	0	1	0.0%
合計		1,356	52	-	-	1,408	3.7%

(※1) 役員報酬額改定、ストックオプション発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(※2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

1-2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

株主提案議案	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	反対比率
合計	8	13	-	-	21	61.9%

1-3. 議決権行使結果の概況

議決権行使にあたっては、自社で策定した「議決権行使に関する方針」に基づいて実施しております。2022年7月～2023年6月末までに開催された株主総会において、会社提案議案1,408件に対し、賛成1,356件、反対52件、反対比率は3.7%となりました。また、株主提出議案21件に対し、賛成8件、反対13件の行使を行い、反対比率は61.9%となりました。

会社提案議案に対する主な反対議案は以下のとおりです。

- ・取締役の選解任：①政策保有株式を過剰に保有している議案で経営トップの取締役選任に反対、②社外取締役の独立性に懸念のある議案に反対、③株主総会後との取締役会に女性が含まれない議案で代表権のある取締役の選任に反対、④独立社外取締役が当社の規定の人数に満たない議案に反対、⑤情報開示が不十分な議案に反対
- ・監査役の選解任：社外監査役の独立性について懸念のある議案に反対
- ・定款変更：当社の規定を満たしていない議案に反対
- ・退職慰労金支給：情報開示が不十分な議案に反対

2. エンゲージメントの取り組みについて

当社では運用担当者による調査活動・分析を通じて投資先企業について理解を深めたうえで、持続的な企業価値向上に資することを目的にエンゲージメントを行っております。対話を通じて企業と認識の共有に努め、必要に応じて提言を行います。その内容は企業ごとに異なり、コーポレートガバナンス、経営戦略、資本政策など多岐にわたります。

ここでは、投資先企業のマネジメント等との間で行われたエンゲージメントについて、具体例をご紹介します。

A 社

同社は駐車場管理システム及びカーレンタル事業を営んでおり、ESGの課題点について議論しました。前年度と比較してデータの開示が進んだ点や環境面を中心中長期目標が設定された点は評価できますが、例えばScope1/2/3に基づくCO2の削減や女性のキャリア形成支援などについては目標が設定されておらず、さらなる開示や目標の設定が期待されます。環境面ではカーレンタル事業においてEVの将来的な導入を提言したところ、会社側からは当面はHVの割合を増やし将来的にはEVの導入も検討したいとの回答がありました。具体的な導入時期などフォローアップしていく方針です。またガバナンスについては、引き続き社外取締役の独立性について焦点を当て、求められる適性などについても議論を継続してまいります。

B社

同社は、産業廃液処理・リサイクル事業を手掛けておりカーボン・ニュートラルに向けた世界的潮流は追い風となります。それだけに、一段の事業拡大に向けた経営戦略、自社のCO2排出量削減への取り組み強化に関し対話を行ってきました。また、ガバナンス体制の強化、健康経営とダイバーシティー推進への取り組みに関しても提言を行いました。結果として、顧客のCO2排出削減に貢献することを訴求する戦略推進、自社のCO2削減目標の引き上げおよびSBT(Science Based Targets)イニシアチブによる認証取得を確認できました。ガバナンス体制においては独立社外取締役比率の向上(50%→57.1%)、健康経営とダイバーシティー推進では具体的な数値目標設定と成果が見られました。今後においても、ESGの関連項目を中心に更なる改善・向上に向け対話を継続していく方針です。

C社

オフィスの時間管理システムなどを提供している同社とは、これまでサステナビリティ経営の実践に向けた対話を重ねてまいりました。弊社からはまずESGについて具体的な項目を説明しながら開示の強化をお願いするとともに、E（環境）、S（社会）それぞれについて中長期的な数値目標を掲げるよう要望し、これまでCO2排出削減目標の設定、ダイバーシティーに関する目標の対外開示など進展がありました。今年度はガバナンス面で役員の報酬体系についての開示強化を要請し、社内限となっている売上成長、利益率、ROEなど各種参照指標とともに、短期・中期・長期の内訳を開示するようお願いいたしました。サステナビリティに対するコミットメントを示すうえで、最終的にはEやSに関する目標の達成度合いが報酬に反映されることが望ましいと考えております。

3. 「日本版スチュワードシップ・コード」各原則の実施状況に関する自己評価

（原則1）

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、機関投資家としての受託者責任を果たすべく、平成26年に「「責任ある機関投資家」の諸原則 <<日本版スチュワードシップコード>>」（以下、日本版スチュワードシップコード）への受け入れを表明し、その後平成29年5月に公表された「日本版スチュワードシップコード」（改訂版）にも準拠しつつスチュワードシップ活動に取り組んでまいりました。

最新のものである2020年3月公表「日本版スチュワードシップコード」（改訂版）の趣旨に基づいた取り組み方針をホームページ上で公表しております。

（原則2）

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、日本版スチュワードシップ・コードの改訂を受け、「日本版スチュワードシップ・コード」への取り組み方針を改訂し、議決権行使において利益相反の生じ得る局面の特定や、利益相反管理のためのガバナンス体制の整備をおこないホームページ上で公表しております。また、顧客利益を最優先した議決権行使と適切な利益相反管理をおこなうため、「議決権行使に関する方針」を改訂しホームページ上で公表しております。

本期間（2022年7月～2023年6月）において、法務コンプライアンス部では、当社の議決権行使は、当社の「議決権行使に関する方針」および「顧客ガイドライン」に従い適切に行われていることを確認いたしました。

また、その確認結果に基づき運用リスク管理委員会が評価を行い、その評価結果を経営会議に報告しました。上記の取組みにより、スチュワードシップ責任を果たす上での適切な利益相反管理がなされていると考えております。

（原則3）

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社はリサーチ活動を通じて当該企業への理解を深めることがスチュワードシップ活動の質を高めると考えています。手段として、決算説明会など企業による発信情報の分析はもちろん、マネジメント、IR担当者とのミーティングや、工場見学や識者との対話などを通じて積極的に情報収集・分析することを心がけています。特に、ひとつのチームとしてロンドンと東京にまたがって活動している特徴を最大限に活かし、多面的な視点でリサーチ活動を行うことができたと考えております。本年度は昨年を引き続きコロナ禍によりリサーチ活動はオンラインミーティングが中心となりましたが、長期的視野に基づいたファンダメンタルリサーチに ESG 関連の視点を加味した調査活動に注力いたしました。

（原則4）

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業との認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

各企業を担当するアナリストが持続的な企業価値向上を念頭に企業ごとに対話内容を選定し、その企業のビジネスモデルやステージに応じた議論を行うことで、数字ありきではない議論を心がけております。特に ESG については独自の分析フレームワークを定期的に改訂したうえでエンゲージメントを行っております。またジュネーブ本社にあるピクテの ESG チームとも連携し、グローバルで ESG 投資に関する知見を共有しております。

ピクテグループではエンゲージメント・プログラムを以下の4つの階層で行っております。（1）ターゲット・エンゲージメント：ESGに関連する問題が深刻である一方、影響力が高いと考えられる企業（30社程度を上限）を対象（2）共同イニシアティブ：国連責任投資原則（PRI）と気候変動対応を企業に求める世界機関投資家団体が発足させた「クライメット・アクション100+」他への参加、（3）エンゲージメント・サービス機関（サスティナリティクス）の活用、（4）個別銘柄の調査・分析プロセスにおける経営陣との対話。詳細につきましては「レスポンシブル・インベストメント・レポート2022, Pictet Asset Management」をご参照ください。

集团的エンゲージメントについて、当社では必要に応じて例外的に参加するとしておりますが、当該報告期間では参加しておりません。また当社は投資先企業との対話において未公表の重要事実の受領はしないこととしており、本年度もそのような事実はございませんでした。

(原則 5)

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるように工夫すべきである。

自社で策定した「議決権行使に関する方針」に基づき、ピクテグループで統一した手続きにのっとり議決権行使を行っております。行使結果についてはホームページにおいて公表しております。本年度分(2022年7月から2023年6月まで)についてはホームページのほか、前掲「1. 議決権行使について」も合わせてご参照ください。

(原則 6)

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

議決権行使結果についてホームページ上で個別に開示しているほか、前掲「1. 議決権行使について」で2022年7月から2023年6月分について報告しております。当社のスチュワードシップ活動の概況については前掲「2. エンゲージメントの取組みについて」のなかで紹介しておりますのでご参照ください。

(原則 7)

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

日本株チームではサステナビリティを考慮した統一されたフォーマットを用いてエンゲージメント活動を行っております。またピクテ全体としても、適切なスチュワードシップ活動が行われているか、社内で評価する仕組みを構築しております。本年度分については「3. 「日本版スチュワードシップ・コード」各原則の実施状況に関する自己評価」および、「4. 投資政策委員会によるエンゲージメント活動への評価・提言と対応について」をご覧ください。

またグループとしてジュネーブにESG専門部署を設置するなどピクテは責任投資への取組みを強化しており、その知見をリサーチ活動やスチュワードシップ活動に取り入れるよう努めています。

(原則 8)

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当社は本原則の対象外であり、自己評価は割愛いたします。

4. 投資政策委員会によるエンゲージメント活動への評価・提言と対応について

当社では運用部署から独立した投資政策委員会において、議決権行使状況やエンゲージメントの実施状況などスチュワードシップ活動全体について年次評価を行っております。今回は2022年7月から2023年6月に行われた当社のスチュワードシップ活動に関して評価が行われ、その活動内容が概ね満足できるものであったとして経営会議に報告されております。